## 被災者生活再建支援金について

【支援対象】 住家が半壊以上の被害に合われた世帯

※一部市町では、基礎支援金の上乗せや準半壊・一部損壊世帯への補助 も実施しています

【支援内容】 ① 基礎支援金: 住家の被害程度に応じて支援金を支給

最大 100万円

② 加算支援金: 住家の再建方法に応じて支援金を支給

【建設・購入】

最大 200万円

【補修】

最大 100万円

【賃 借(公営住宅を除く)】

最大 50万円

区分	基礎支援金	加算支援金		合 計		
全壊(損害割合50%以上)	100万円	建設·購入	200万円	300万円		
半壊解体 、敷地被害解体		補修	100万円	200万円		
長期避難世帯		賃借	50万円	150万円		
大規模半壊 (損害割合40%台)		建設·購入	200万円	250万円		
	50万円	補修	100万円	150万円		
		賃借	50万円	100万円	(上 重	
ch +F1+# \/ \_#	_	建設·購入	100万円	100万円	乗	
中規模半壊 (損害割合30%台)		補修	50万円	50万円	) A	
		賃借	25万円	25万円		
半壊 (損害割合20%台)		建設·購入	100万円	100万円		
	_	補修	50万円	50万円		
		賃借	25万円	25万円		
準半壊(損害割合10%台)	(市町独自)					
一部損壊(損害割合10%未満)	(日本 (山本)					

国制度: 市町独自制度: 市町独自制度:

- ※ 1人世帯は、記載額の3/4を支給
- ※ 加算支援金は、自己負担がある場合に対象となります
- ※「半壊解体」は、「大規模半壊」「中規模半壊」及び「半壊」の住家を解体した場合に対象となります。

## 【申請期間】

(令和6年能登半島地震) ①基礎支援金 令和8年2月2日(月)まで

②加算支援金 令和9年2月1日(月)まで

(令和6年奥能登豪雨) ①基礎支援金 令和7年10月20日(月)まで

②加算支援金 令和9年10月20日(水)まで

## 【申請書類】

	申請書類	全壊世帯	解体 半壊 解体 世帯	世帯 敷地被 害解体 世帯	長期 避難 世帯	大規模 半壊 世帯	中規模 半壊 世帯	半壊世帯
	罹災証明書	0	0	0	×	0	0	0
基礎支援金 ※中規模半壊、	長期避難世帯証明書				0			
	住民票の写し	0	0	0	0	0	0	0
半壊世帯の	預金通帳の写し	0	0	0	0	0	0	0
場合は、 加算支援金	解体証明書 又は 滅失登記簿謄本		0	0	*			
	敷地被害証明書類			0	*			
加算支援金	契約書等の写し	0	0	0	0%	0	0	0

<sup>※</sup> 長期避難世帯の認定期間中、認定地域を再建先とした加算支援金の申請はできない。 長期避難世帯の認定解除後に加算支援金を申請する場合、罹災証明書等の提出が必要。

## 【お問い合わせ・申請先】 被災された住家のある市町の窓口

※郵送、代理申請も可能です

市町	窓口	電話番号	備考
金沢市	生活支援課	076-220-2292	
七尾市	七尾市総合支援窓口	0570-200-491	市独自の支援金等を支給
	危機対策課	0767-53-6880	
小松市	ふれあい福祉課	0761-24-8052	市独自の支援金等を支給
輪島市	被災者生活再建支援課	0768-23-4871	
珠洲市	危機管理室	0768-82-7725	
加賀市	福祉政策課	0761-72-7854	市独自の支援金等を支給
羽咋市	災害復興推進室	0767-22-7156	市独自の支援金等を支給
かほく市	防災環境対策課	076-283-7124	市独自の支援金等を支給
白山市	危機管理課	076-274-9536	
能美市	福祉課	0761-58-2230	
野々市市	総務課	076-227-6051	
	福祉総務課	076-227-6061	
川北町	総務課	076-277-1111	
津幡町	総務課	076-288-2120	町独自の支援金等を支給
内灘町	総務課	076-286-6720	町独自の支援金等を支給
志賀町	環境安全課	0767-32-9321	
宝達志水町	健康福祉課	0767-28-5506	町独自の支援金等を支給
	被災者支援総合窓口	0767-28-8230	
中能登町	住民窓口課	0767-72-3132	町独自の支援金等を支給
	危機管理課	0767-74-1137	
穴水町	住民福祉課	0768-52-3621	町独自の支援金等を支給
能登町	住民課	0768-62-8510	